

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年9月)

9月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

### ○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処内	違反の条	主	な	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	泉車輸送株式会社(法人番号6460001000121) 代表者泉清隆	北海道釧路市鳥取南6丁目2番22号	函館営業所	北海道函館市西栲楳町818-4	R5.9.5	文書警告		貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項		令和5年8月1日、事業規模拡大を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0
2	有限会社松崎商事(法人番号2430002059989) 代表者松崎智己	北海道白老郡白老町字竹浦207-6	本社営業所	北海道白老郡白老町字竹浦207-6	R5.9.26	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項		令和4年10月20日及び令和5年1月16日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項、第3項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(5)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)、(6)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(7)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	9	9
3	洋悦TRAFFIC株式会社(法人番号8430001061916) 代表者澤田功	北海道石狩市新港中央2丁目757番地16	本社営業所	北海道石狩市新港中央2丁目757番地16	R5.9.26	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第18条第3項		令和5年4月25日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。17件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の選任(変更)届出義務違反(安全規則第3条の2)、(5)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(6)点検整備記録簿等の記載義務違反(安全規則第3条の2)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(8)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(9)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(10)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(11)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(12)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(15)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(16)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(17)運行管理者の選任(解任)届出義務違反(安全規則第19条)	9	9
4	有限会社エムケートランスポーター(法人番号4430002051481) 代表者中村誠	北海道夕張郡由仁町川端835番地	本社営業所	北海道夕張郡由仁町川端835番地	R5.9.26	文書警告		貨物自動車運送事業法第17条第4項		令和5年6月1日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)事故の記録の保存義務違反(安全規則第9条の2)、(3)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
5	輪島屋鮮冷株式会社(法人番号1220001007616) 代表者山形久之	石川県金沢市神田1丁目18番10号	北海道支店営業所	北海道北斗市七重浜8丁目27番38号	R5.9.26	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項		令和5年6月8日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3

